

中小企業・小規模事業者の皆様
消費税の転嫁拒否等をされていませんか

中小企業庁では
ホームページから申告できる
「申告情報受付窓口」を
開設しています。

増税後も
いままでの価格で
契約してくれなきゃ!

そんな…
増税分はこちらで
負担しろってこと?

消費税の転嫁拒否等の 行為をしている 事業者がありましたら、 ご相談ください。



中小企業・小規模事業者の皆さんの大切な利益をしっかりと守るため、消費税の転嫁拒否等の法律上問題となる行為を受けていないか監視・取締り対応の強化を実施しています。遠慮なくご相談ください。

消費税の転嫁拒否等に関する相談窓口

中小企業庁では、「消費税転嫁対策特別措置法」に基づき、消費税の転嫁拒否等の行為の監視・取締り対応の強化をするため、特定供給事業者からの申告窓口「申告情報受付窓口」をホームページに開設しました。問題のある事業者がありましたら、ご相談ください。相談者の秘密は厳守いたします。(匿名でも受け付けます) 特定事業者(買手事業者)による特定供給事業者(売手事業者)へのいじめ等は見逃しません。

●「申告情報受付窓口」ホームページ

アクセスはこちら

<https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>



QRコードを読み取ると簡単にアクセスすることができます。是非ご利用ください。



上記の、URLに直接アクセスしていただくか、QRコードを読み取って、「申告情報受付窓口」にアクセスしてください。

下請かけこみ寺もご活用ください

原材料・エネルギーコスト増に関する相談窓口を新設しました。

中小企業庁では、中小企業・小規模事業者の取引上の悩み相談を広く受け付けている「下請かけこみ寺」(全国48か所)において、新たに、原材料・エネルギーコスト増に関する相談窓口を新設するとともに、専門の相談員を配置しました。また、消費税の転嫁拒否等の相談をお受けする専門フリーダイヤルを設置していますので、お気軽にご相談ください。

下請かけこみ寺
フリーダイヤル

0120-418-618

消費税転嫁対策
専用フリーダイヤル

0120-300-217

メールやWebフォームでの相談も受け付けております。

詳しくは、以下のサイトをご覧ください。

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

「消費税転嫁対策特別措置法」は、 消費税の転嫁拒否等の行為等を禁止しています。

「消費税転嫁対策特別措置法」は、特定供給事業者が取引先に商品等を納入する際に、特定事業者による消費税の転嫁を拒否する等の行為を禁止すること等を定めた法律です。違反行為に対しては、「転嫁を拒否した消費税額分を支払う」といった是正のための指導・助言を行います。悪質な事例については、「社名の公表」などの厳しい措置で臨みます。

1

中小企業庁では、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保を図り、特定供給事業者の利益を保護するため、消費税転嫁対策特別措置法に基づく監視・取締り対応の強化を実施しています。

4

公正取引委員会・中小企業庁は、商品・役務（サービス）を供給している事業者（売手事業者）が、取引先事業者（買手事業者）から消費税の転嫁拒否等の法律上問題となる行為を受けていないかを把握し、問題となる行為の是正につなげるため、情報収集を行っています。

2

平成25年10月1日に施行された消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています。

5

貴社の取引先事業者のうち、問題がある（消費税の転嫁拒否等の行為をしている）事業者がありましたら、当該「申告情報受付窓口」から情報をお寄せください。

3

当該禁止行為について、政府一丸となって監視・取締りを徹底して行っております。

6

貴社の取引先事業者など他の事業者に知らせることは一切ありません。ありのままの事実を回答・記載ください。

中小企業庁では、中小企業・小規模事業者の皆さんの大切な利益をしっかりと守るため、消費税の転嫁拒否等をしている事業者の監視・取締り対応の強化を徹底して実施しており、違反行為はきちんと是正します。遠慮なくご相談ください。



消費税の転嫁などに関する相談窓口

中小企業庁のホームページ「申告情報受付窓口」以外にも、経済産業省では、中小企業庁及び、各地域経済産業局に、消費税転嫁対策室を設置してご相談に応じております。消費税の転嫁等の問題がある事業者がありましたら、ご相談ください。



中小企業庁・地域経済産業局における相談窓口

部局課名	所在地	電話番号	FAX番号
中小企業庁 消費税転嫁対策室	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1502 03-3501-1503	03-3501-1505
北海道経済産業局 消費税転嫁対策室	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎内	011-728-4361	011-728-4364
東北経済産業局 消費税転嫁対策室	宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎内	022-217-0411	022-721-0270
関東経済産業局 消費税転嫁対策室	埼玉県さいたま市北区植竹町1丁目155番1号	048-783-3570	048-665-2615
関東経済産業局 消費税転嫁対策室	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館内	048-600-0288	048-601-1500
中部経済産業局 消費税転嫁対策室	愛知県名古屋市中村区名駅南4丁目1番22号 旧名古屋税関出張所内	052-589-0170	052-589-0173
近畿経済産業局 消費税転嫁対策室	大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館内	06-6966-6038	06-6966-6079
中国経済産業局 消費税転嫁対策室	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館内	082-205-5337	082-205-5339
四国経済産業局 消費税転嫁対策室	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎内	087-811-8564	087-811-8558
九州経済産業局 消費税転嫁対策室	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎内	092-482-5590	092-482-5551
沖縄総合事務局経済産業部 消費税転嫁対策室	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎内	098-866-0035	098-860-3710

消費税価格転嫁等総合相談センター

ご相談は専用ダイヤルまたはメール（HP上の専用フォーム）をご利用ください。

専用ダイヤル

0570-200-123 [受付時間] 平日 9:00~17:00

HP上の専用フォーム(24時間)

<http://www.tenkasoudan.go.jp>

●冊子についてのお問い合わせ

中小企業庁 消費税転嫁対策室

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-1502 03-3501-1503

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

